

# 一般社団法人みかん箱 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みかん箱と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、就学している主に未成年者にとって安心して過ごせる居場所となる施設の運営を通じて、自己肯定感、人や社会と関わる力、学習及び生活習慣等、将来の自立に向けた力を育むことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 学習及び生活支援の業務
- 2 講座・体験活動の企画及び実施
- 3 学習塾の運営
- 4 教材の開発、製作、販売
- 5 書籍の出版、販売
- 6 飲食店の経営
- 7 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

### 第4章 役員

(役員)

第10条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任等)

第11条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第12条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第14条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第15条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

### 第5章 基金

(基金の拠出)

第16条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。



住所 北海道函館市

設立時社員 福田 琢磨

住所北海道函館市

設立時社員 嶋田 めぐみ

(法令の準拠)

第26条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和4年（2022年）	10月3日	作成
令和4年（2022年）	10月3日	認証
令和4年（2022年）	10月4日	設立
令和5年（2023年）	4月13日	変更
令和5年（2023年）	11月29日	変更